

7. 自然とのふれあいの推進

自然とふれあい、心のやすらぎや感動を得ることは、自然に対する理解を深め、環境を大切にする心を育むうえで重要な意義を有しています。

このため、環境省では、多様な自然とふれあうことができるよう、場の整備を行うとともに、自然とのふれあいを促進するための諸活動を展開しています。

7.1 自然公園等における自然とのふれあいの場づくり

(1) 自然公園等整備事業とは

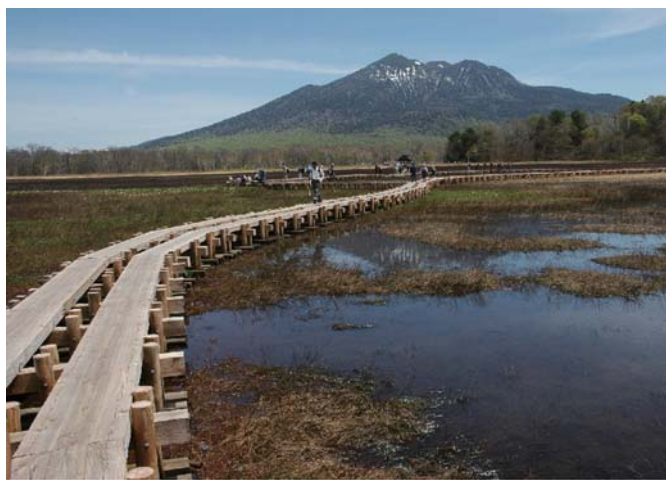
環境省では、国立・国定公園等の幅広いフィールドにおいて、「人と自然との豊かなふれあい」と「人と自然との共生の確保」を目指して、人々が自然に学び、自然を体験する場づくりを行うとともに、自然環境を保護・再生するための施設等を整備する事業(自然公園等整備事業)を行っています。

当事業は、国民生活に密接に結びついた新しいタイプの公共事業として平成6年度に位置づけられ、その推進が図られています。

また、その実施にあたっては「自然とのふれあい」、「安全で快適な利用」、「自然環境の保護・再生」、「さまざまな配慮(人・自然・地球にやさしい)」といった視点に基づき、各種事業に取り組んでいます。



中部山岳国立公園 上高地ビジターセンター



尾瀬国立公園 尾瀬ヶ原



利尻礼文サロベツ国立公園 幌延園地

(2) 国立公園等の整備

国立公園の施設整備は、国や地方公共団体により実施されていますが、①国立公園の核心部である特別保護地区、第1種特別地域における事業、②利用拠点である集団施設地区における事業、③自然再生事業など特別に必要な事業等については、環境省が直轄事業により重点的に整備を進めています。

また、平成19年度から、国指定鳥獣保護区における鳥獣の生息環境を改善するための保全事業を実施しています。

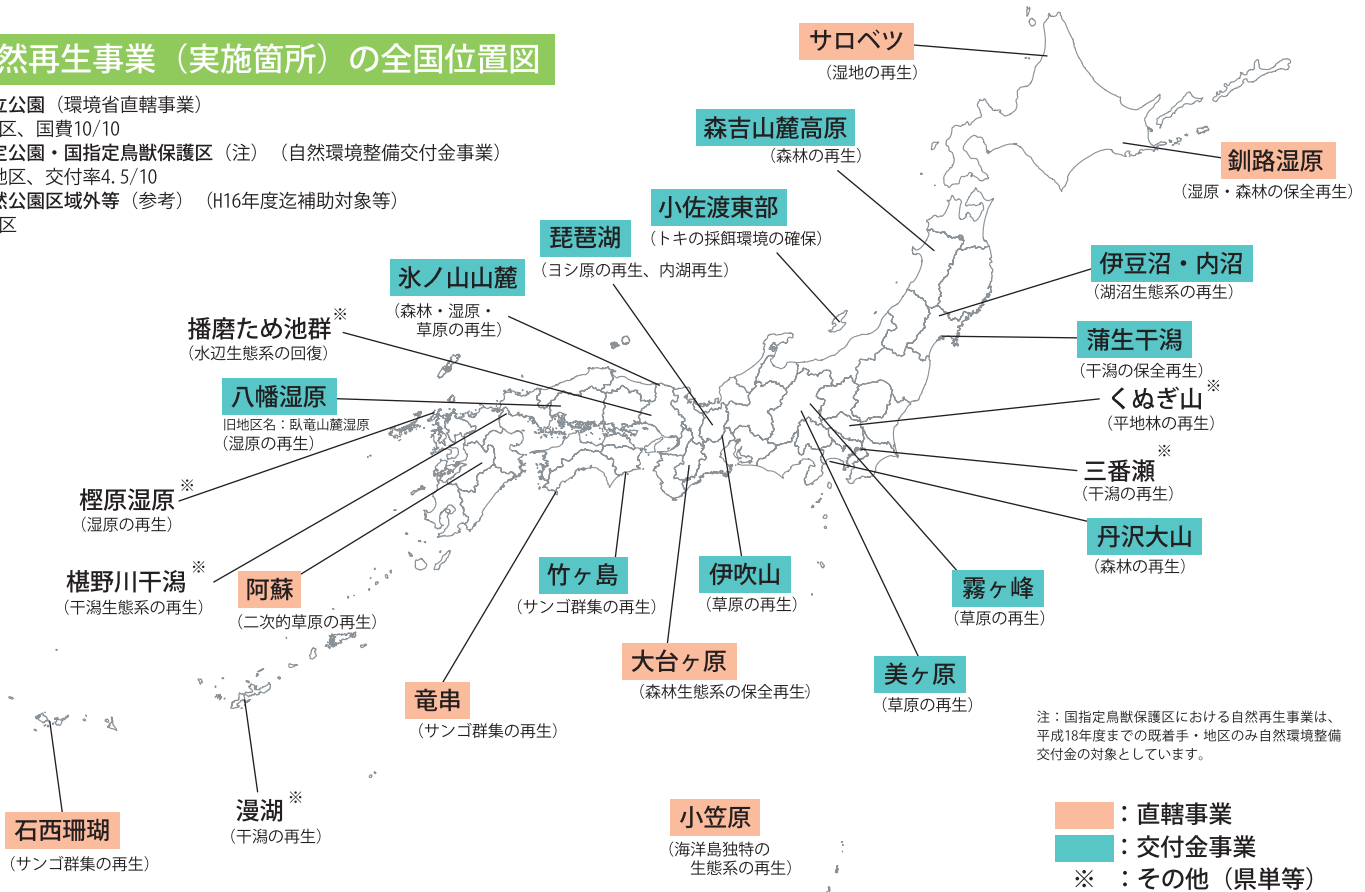
(3) 国定公園等の整備

国定公園の施設整備は、地方公共団体により実施されています。国としては、補助金により地方公共団体の整備事業を支援してきましたが、平成17年度からは、自然環境整備交付金を新たに創設し、これによる支援を行っています。

自然環境整備交付金は、国定公園の整備事業に加え、長距離自然歩道整備事業(国立・国定公園外)も対象としています。

自然再生事業（実施箇所）の全国位置図

- ◆国立公園（環境省直轄事業）
7地区、国費10/10
- ◆国定公園・国指定鳥獣保護区（注）（自然環境整備交付金事業）
12地区、交付率4.5/10
- ◆自然公園区域外等（参考）（H16年度迄補助対象等）
6地区



自然とのふれあいの
推進

◆自然環境整備交付金

国定公園等において、都道府県が策定する自然環境整備計画に対して、国が、総合的に支援する制度である自然環境整備交付金により、地方公共団体が独自性・自主性を発揮して、地域の創意工夫を活かした施設整備を行っています。

◆長距離自然歩道整備事業

長距離自然歩道は、国土を縦断、横断または循環する自然歩道で、四季を通じて手軽に、楽しく、安全に、すぐれた風景地などを歩くことによって、沿線の豊かな自然や歴史、文化にふれあうとともに、健全な心身の育成などを図ることができます。

長距離自然歩道関係都道府県

北海道自然歩道	北海道
東北自然歩道	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
中部北陸自然歩道	群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、滋賀県
首都圏自然歩道	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
東海自然歩道	東京都、神奈川県、山梨県、静岡県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、奈良県、大阪府
近畿自然歩道	福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県
中国自然歩道	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国自然歩道	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州自然歩道	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

長距離自然歩道全国路線図



整備事業の 4つの視点

自然環境の復元

荒廃した登山道や周辺の植生復元のための施設や、シカ等の野生動物の食害等から植生を保護するための施設整備を行っています。



植物を踏み荒らしから守る
木道
(日光国立公園沼原園地
(栃木県))

高山植物を踏み荒らしから
守り復元する
(大山隠岐国立公園大山頂上
植生復元施設(鳥取県))



植生の復元

自然環境の厳しい山岳地域では一度植生が失われてしまうと、その回復に非常に長い時間を要し、場合によっては二度と植生が回復しないこともあります。

一方、近年の登山ブームにより、登山者の踏み荒らしなどによる登山道沿いの植生の荒廃や斜面浸食が深刻化しており、山岳地域における植生の復元は重要な課題となっています。

このため、脆弱な植生を保護し、荒廃した植生を復元するための必要最小限の整備を行っています。



シカの摂食被害の例(食害の様子)



防鹿柵(ゲート部分)
(日光国立公園小田代原植生復元施設(栃木県))

野生動物の食害

生態系のバランスの崩れなどから野生動物の個体数が増加し、地域の植生が深刻な影響を受けることがあります。このような野生動物の食害から植生を守るため、様々な取り組みを行っています。

快適な利用

トイレ、歩道、広場などの利用施設の質の向上や、自然公園内の集団施設地区などの再整備による施設のリフレッシュによって、より快適な利用環境を確保するための施設の整備を行っています。

野営場のリフレッシュ

施設の老朽化が進み、近年の利用者のニーズに合っていないキャンプ場について、グレードアップや自然とふれあうための施設を整備します。

近年のキャンプ場利用者は、従来の団体利用、登山者の利用に加え、ファミリー層を主体とした個人利用者が増加しており、キャンプ場に求められる機能や施設なども非常に多様化しています。

自然環境への影響や利用動向などに配慮しながら、トイレ、シャワーを備えたサニタリー棟や駐車場付帯のキャンプサイトなどの整備を行っています。



リフレッシュしたサニタリー棟
(十和田八幡平国立公園乳頭山麓温泉群
野営場(秋田県))



炊飯場をきれいに使いやすく
(鈴鹿国立公園大原ダム野営場(滋賀県))



リフレッシュしたトイレ
(大山隠岐国立公園茶園原園地(鳥取県))



リフレッシュした登山歩道
(中部山岳国立公園島々明神線歩道(長野県))

自然とのふれあい

自然とのふれあいの拠点となるビジターセンターや、安全・快適に自然学習ができる歩道などの施設の整備を行っています。



大雪山国立公園層雲峡ビジターセンター(北海道)



大山隠岐国立公園蒜山野営場(岡山県)



雲仙天草国立雲仙諏訪の池ビジターセンター(長崎県)

さまざまな配慮

施設の整備にあたっては、「自然への配慮」、「地球環境への配慮」、「施設利用者に対する配慮」などを行っています。

自然エネルギーの利用

施設の整備にあたっては太陽の光や熱などの自然界にあるエネルギーを効率よく使うことや、雨水の循環利用を図ることにより環境と共生する工夫を行っています。



太陽光を活用したビジターセンター
(伊勢志摩国立公園横山ビジターセンター(三重県))

自然に配慮した枕木舗装の駐車場
(富士箱根伊豆国立公園田貫湖ふれ
あい自然塾(静岡県))



車イスで利用できる木道
(磐梯朝日国立公園レンゲ沼園地(福島県))



(4) その他

① 国民休暇村

国民休暇村は、国立・国定公園の自然環境の優れた休養適地に、自然と調和を図りながら、低料金で健全な宿泊施設をはじめ、その地域に応じた自然に親しむための各種の施設を総合的に整備するものです。その整備は、昭和36年から開始され、現在、36の国民休暇村が作られ、利用されています。

国民休暇村の施設のうち、園地、歩道、キャンプ場など公共的な施設については、国または地方公共団体が整備し、宿舎、ロッジ、スキリフトなどの有料施設については、(財)休暇村協会が整備・運営を行っています。



磐梯朝日国立公園 裏磐梯国民休暇村

② 温泉

わが国は、世界でも有数の温泉国であり、温泉は人々の保健休養の場として極めて重要な役割を果たしています。平成19年度末現在、全国の温泉湧出源泉数は2万8,090カ所(うち、自噴源泉5,097カ所、動力装置が設置された源泉1万4,108カ所、利用されていない源泉8,885カ所)、湧出量は1日換算約403万tに及んでいます。

これらの温泉を保護し、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止し、及び温泉の適正な利用を図るために「温泉法」が制定されています。この法律に基づき、環境大臣は、温泉利用の効果が十分期待され、健全な保養地として大いに活用される場を「国民保養温泉地」として指定しています。この地域は、平成20年度末現在、91カ所、1万6,652.75haが指定されています。

平成19年4月には、温泉利用事業者に対し温泉成分の定期的な分析とその結果に基づく掲示内容の変更の義務付けなどを内容とする改正が、同年11月には、可燃性天然ガスによる爆発事故を踏まえ、掘削に係る許可基準の見直し、温泉の採取に係る許可制度の創設等を内容とする改正が行われました。



国民保養温泉地(群馬県中之条町「四万温泉」)



自然ふれあい温泉センター(岩手県二戸市「金田一温泉」)

国民保養温泉地

国民保養温泉地の特色

- ・温泉の効能が顕著であること
- ・温泉の湧出量が豊富であること
- ・付近の景観がすぐれていること
- ・温泉顧問医が設置されていること 等



自然とのふれあいの
推進

(平成21年3月31日現在)

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
① カルルス温泉	登別市	③① 新甲子温泉	西白河郡西郷村	②② 浜坂温泉郷	美方郡新温泉町
② 北湯沢温泉	伊達市	③② 土湯・高湯温泉郷	福島市	③③ 十津川温泉郷	吉野郡十津川村
③ ニセコ温泉郷	磯谷郡蘭越町、虻田郡ニセコ町	③③ 日光湯元温泉	日光市	③④ 熊野本宮温泉郷	田辺市
④ 恵山温泉郷	函館市	③④ 板室温泉	那須塩原市	③⑤ 龍神温泉郷	〃
⑤ 十勝岳温泉郷	空知郡上富良野町	③⑤ 四万温泉	吾妻郡中之条町	③⑥ 鹿野・吉岡温泉	鳥取市
⑥ 然別峡温泉	河東郡鹿追町	③⑥ 鹿沢温泉	〃 嬌恋村	③⑦ 関金温泉	倉吉市
⑦ 芦別温泉	芦別市	③⑦ 上牧・奈女沢温泉	利根郡みなかみ町	③⑧ 岩井温泉	岩美郡岩美町
⑧ 雌阿寒温泉	足寄郡足寄町	③⑧ 片品温泉郷	〃 片品村	③⑨ 三瓶温泉	大田市
⑨ 湯ノ岱温泉	檜山郡上ノ国町	③⑨ 湯宿・川古・法師温泉	〃 みなかみ町	④① 鷺ノ湯温泉	安来市
⑩ 盃温泉	古宇郡泊村	④① 弥彦・岩室温泉	西蒲原郡弥彦村、新潟市	④② 湯原温泉	真庭市
⑪ 貝取淵温泉	久遠郡せなた町	④② 六日町温泉	南魚沼市	④③ 奥津温泉	苫田郡鏡野町
⑫ 幕別温泉	中川郡幕別町	④③ 関・燕温泉	妙高市	④④ 湯来・湯の山温泉	広島市
⑬ なかめ温泉	夕張郡長沼町	④④ 栃尾又・駒の湯温泉	魚沼市	④⑤ 矢野温泉	府中市
⑭ 豊富温泉	天塩郡豊富町	④⑤ 白山温泉郷	白山市	④⑥ 俵山温泉	長門市
⑮ 洞爺・陽だまり温泉	虻田郡洞爺湖町	④⑥ 下部温泉	南巨摩郡身延町	④⑦ 三丘温泉	周南市
⑯ 酸ヶ湯温泉	青森市	④⑦ 増富温泉	北杜市	④⑧ 塩江温泉郷	高松市
⑰ 葉研温泉	むつ市	④⑧ 丸子温泉郷	上田市	④⑨ 湯ノ浦温泉	今治市
⑱ 八幡平温泉郷	八幡平市 仙北市、鹿角市	④⑨ 田沢・沓掛温泉	小県郡青木村	④⑩ 筑後川温泉	うきは市
⑲ 須川・真湯温泉	一関市	④⑩ 小谷温泉	北安曇郡小谷村	④⑪ 吉井温泉	〃
⑳ 夏油温泉	北上市	④⑪ 白骨温泉	松本市	④⑫ 古湯・熊の川温泉	佐賀市
㉑ 金田一温泉	二戸市	④⑫ 有明・穂高温泉	安曇野市	④⑬ 雲仙・小浜温泉	雲仙市
㉒ 奥鳴子・川渡温泉郷	大崎市	④⑬ 美ヶ原温泉	松本市	④⑭ 壱岐湯本温泉	壱岐市
㉓ 田沢湖高原温泉郷	仙北市	④⑭ 沓野温泉	下高井郡山ノ内町	④⑮ 天草下田温泉	天草市
㉔ 秋ノ宮温泉	湯沢市	④⑮ 平湯温泉	高山市	④⑯ 南小国温泉郷	阿蘇郡南小国町
㉕ 蔵王温泉	山形市	④⑯ 奥飛騨温泉郷	〃	④⑰ 湯の鶴温泉	水俣市
㉖ 銀山温泉	尾花沢市	④⑰ 白川郷平瀬温泉	大野郡白川村	④⑱ 湯布院温泉	由布市
㉗ 基点温泉	村山市	④⑱ 小坂温泉郷	下呂市	④⑲ 長湯温泉	竹田市
㉘ 肘折温泉郷	最上郡大蔵村	④⑲ 畑毛・奈古谷温泉	伊豆の国市、田方郡函南町	④⑳ 鉄輪・明礬・柴石温泉	別府市
㉙ 湯田川温泉	鶴岡市	④㉑ 湯ノ口温泉	熊野市	④㉑ 霧島温泉	霧島市
㉚ 岳温泉	二本松市	④㉑ 久美の浜温泉郷	京丹後市	④㉒ 隼人・新川渓谷温泉郷	〃
		④㉒ るい溪高原温泉	南丹市		

7.2 自然とのふれあい活動の推進

人々が自然にふれあい、自然に対する理解や愛情を深めるとともに、自然環境の保全のために主体的に働きかける行動に参加することを促すため、次のような施策を展開しています。

(1) 自然とふれあう機会の提供

ビジターセンターやふれあい自然塾などの、国立公園の利用拠点では、訪れた人々が自然をより理解できるようにするために、自然解説(インタープリテーション)活動や様々な自然体験活動プログラムの提供を行っています。

また、毎年「みどりの月間(4月15日～5月14日)」、「自然に親しむ運動(7月21日～8月20日)」及び「全国・自然歩道を歩こう月間(10月)」の期間を中心に、全国各地で自然観察会などの行事を実施しています。これらの期間には、自然とふれあう行事の実施について都道府県等に対する呼びかけも行っています。自然に対する理解を深め、自然公園の適正利用の普及を推進するとともに、自然を大切にする心を育むことを趣旨として、自然公園関係功労者環境大臣表彰やエコツアーリズムシンポジウム、体験エコツアー等を実施する「自然公園ふれあい全国大会」を毎年開催しています。

さらに、自然とのふれあいを推進し、子どもたちに環境の大切さや社会への貢献の心を学ぶ機会を提供するため、全国各地の国立公園等において、子どもたちが国立公園等のパトロールやマナーの普及、自然環境の調査等の自然保護官の仕事を体験するプログラム(子どもパークレンジャー)を展開しています。



子どもパークレンジャー

(2) 自然とのふれあいをサポートする人材の育成・確保

① 自然体験を支える人材の育成

自然とのふれあいには、子どもたちの健全な育成を支える効用や、感性を養うことで、環境問題に対して的確な行動を引き出すことが期待されます。「五感で感じ

る」原体験としての自然体験などを支える人材を育成するための取組を行っています。



自然に親しむ

② ボランティアによる活動の促進

近年、自らが直接自然環境の保全のために活動したいという人が増えてきています。全国の国立公園、国定公園には自然環境局長から委嘱を受けた約3,000名の自然公園指導員が利用者に対するマナーの指導等に活躍しています。さらに地方環境事務所では一般の方々を対象に国立公園で自然解説活動等に協力をしていただく「パークボランティア」を募り、研修会の開催や活動を円滑に行うための支援を行っています。現在、全国25の国立公園等で約1,800人のパークボランティアが登録され、美化清掃や自然解説などに活躍しています。

(3) 情報の提供

自然が大好きな多くの人々と、自然とふれあう機会を広く提供している施設や団体とのネットワークを構築し、自然とのふれあい活動を促進するため、環境省ホームページでイベントなどの情報提供を行っています。「自然大好きクラブ」)



「自然大好きクラブ」ホームページトップ画面

<http://www.env.go.jp/nature/nats/>

7.3 エコツーリズムの推進

エコツーリズムとは、自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方です。

このエコツーリズムが成立することによって、地域の自然環境・文化資源が保全される〈環境保全〉、新たな観光需要を起こすことができる〈観光振興〉、雇用の確保、経済波及効果、住民が地域に誇りを持つこと等による〈地域振興〉につながるとともに、〈環境教育の場として活用〉することが期待されています。

このエコツーリズムの実現には、旅行者や観光事業者だけでなく、地元住民や地域の様々な産業を含めた事業者の協力による取組が必要です。

環境省におけるエコツーリズムの取組

(1) エコツーリズム推進方策

エコツーリズムの普及・定着を推進するため、有職者からなる「エコツーリズム推進会議」の提言に基づき、平成16年から次の5つの推進方策に取り組んでいます。

① エコツーリズム憲章

エコツーリズムの理念を、分かりやすい形で普及するため、エコツーリズム憲章を制定。

② エコツアー総覧

各地で行われているエコツアーを紹介する環境省のウェブサイト。(http://ecotourism.jp/)

③ エコツーリズム大賞

エコツーリズムを実践する地域や事業者の環境への配慮や地域づくり等の優れた取組を環境大臣が表彰。

④ エコツーリズム推進マニュアル

エコツーリズム推進に取り組む地域に向けて、推進の基本的な手法やポイントをまとめたマニュアルを作成、環境省ホームページに掲載。

(http://www.env.go.jp/nature/ecotourism/manual.html)

⑤ 「モデル事業」

エコツーリズムに先進的に取り組む13箇所のモデル地区に対する支援を実施(平成16～18年度)。平成19年度からは世界自然遺産地域やその候補地などでの適正なエコツーリズムを推進するための支援を実施。



かんじき体験



カヌー体験

(2) その他の推進施策

環境省では、5つの推進方策に加え、エコツーリズム推進法の成立・施行を踏まえ、地域の自然環境の保全に配慮しつつ、地域の創意工夫を生かしたエコツーリズムのより一層の普及・定着を図るため、シンポジウムの開催等による普及啓発、法に基づく取組地域への支援、ノウハウ確立、人材育成等を総合的に実施しています。

エコツーリズム推進法の成立

地域で取り組むエコツーリズムに関する総合的な枠組みを定めた「エコツーリズム推進法」が平成19年6月に可決・成立し、平成20年4月に施行されました。また、エコツーリズム推進法に基づき政府が定める「エコツーリズム推進基本方針」が同年6月に閣議決定されました。

エコツーリズム推進法に基づき地域の「エコツーリズム推進協議会」が作成した全体構想が国の認定を受けることにより、以下のことができるようになります。

① 自然観光資源の保護

特定自然観光資源に指定することで、汚損や損傷、除去、観光旅行者に著しく迷惑をかける行為を禁止するなどの保護措置を講じることができます。

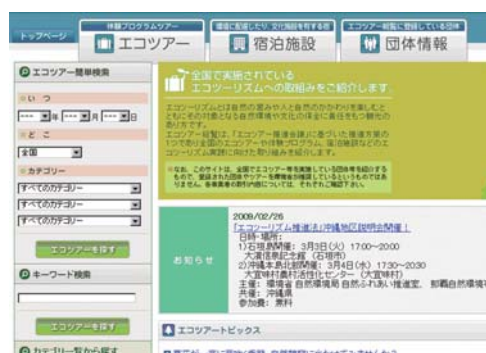
② 立入りの制限

必要に応じて、特定自然観光資源が所在する区域への立入人数の制限を行うことができます。

③ 広報

国が、認定地域の取組を全国にPRします。

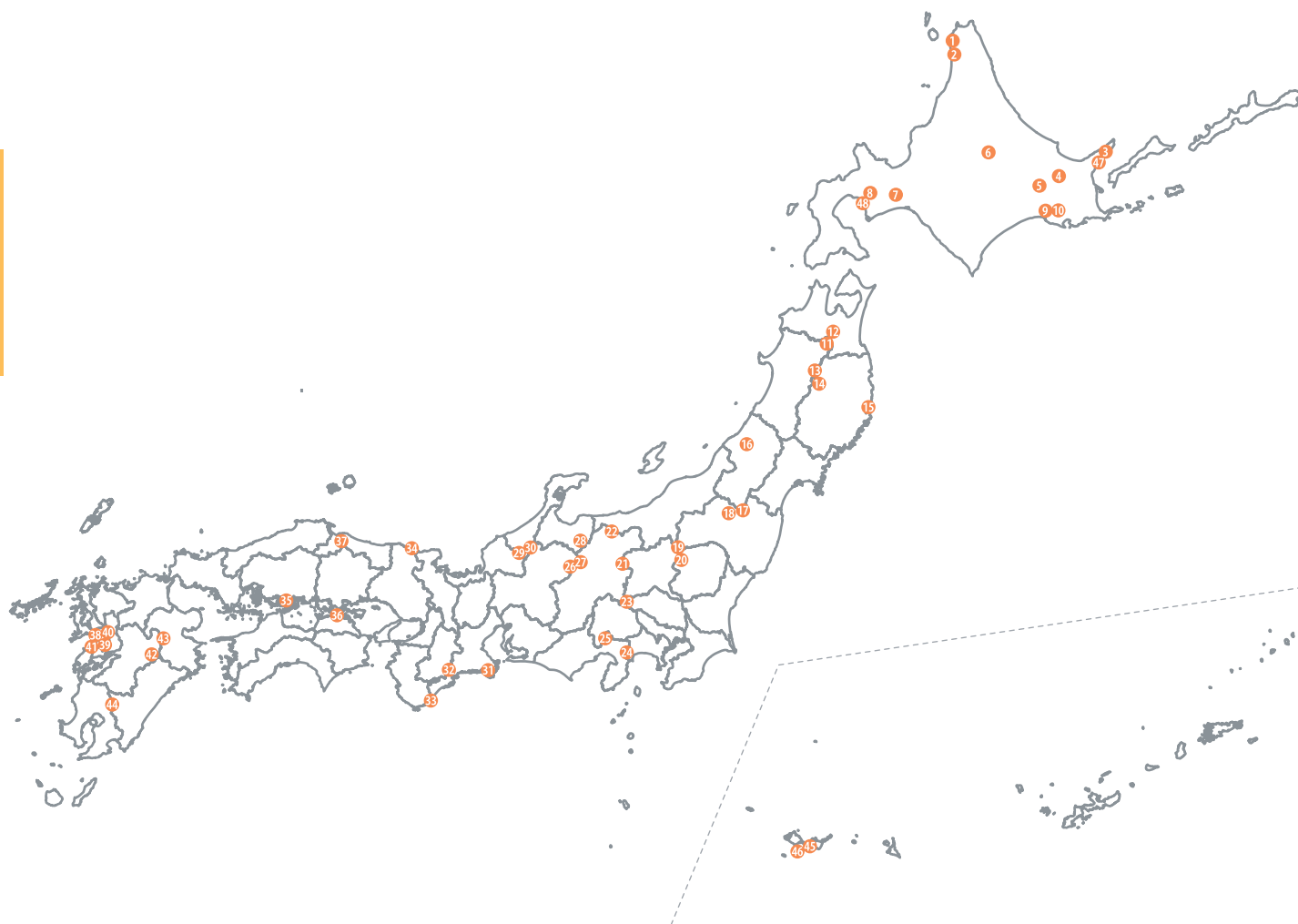
※「自然観光資源」とは、エコツアーの対象となる動植物やその生息生育地並びに伝統的な生活文化のことです。



「エコツアー総覧」ホームページトップ画面 <http://ecotourism.jp/>

国直轄国立公園ビジターセンター等一覧

自然とのふれあいの
推進



(平成21年3月31日現在)

国立公園名	通称名	所在地	国立公園名	通称名	所在地
利尻礼文サロベツ	① サロベツ原生花園自然教室	北海道天塩郡豊富町	中部山岳	②⑥ 上高地ビジターセンター	長野県松本市
利尻礼文サロベツ	② 幌延ビジターセンター	北海道天塩郡幌延町	中部山岳	⑦ 上高地インフォメーションセンター	長野県松本市
知床	③ 羅臼ビジターセンター (旧)	北海道目梨郡羅臼町	中部山岳	⑧ 立山センター	富山県中新川郡立山町
阿寒	④ 川湯エコミュージアムセンター	北海道川上郡弟子屈町	白山	⑨ 市ノ瀬ビジターセンター	石川県白山市
阿寒	⑤ 阿寒湖畔エコミュージアムセンター	北海道釧路市	白山	⑩ 中宮温泉ビジターセンター	石川県白山市
大雪山	⑥ 層雲峡ビジターセンター	北海道上川郡上川町	伊勢志摩	⑪ 横山ビジターセンター	三重県志摩市
支笏洞爺	⑦ 支笏湖ビジターセンター	北海道千歳市	吉野熊野	⑫ 大台ヶ原ビジターセンター	奈良県吉野郡上北山村
支笏洞爺	⑧ 洞爺財田自然体験ハウス	北海道虻田郡洞爺湖町	吉野熊野	⑬ 宇久井ビジターセンター	和歌山県東牟婁郡智勝浦町
釧路湿原	⑨ 温根内ビジターセンター	北海道阿寒郡鶴居村	山陰海岸	⑭ 竹野スノーケルセンター・ ビジターセンター	兵庫県豊岡市
釧路湿原	⑩ 塘路湖エコミュージアムセンター	北海道川上郡標茶町			
十和田八幡平	⑪ 十和田ビジターセンター	青森県十和田市	瀬戸内海	⑮ 大久野島ビジターセンター	広島県竹原市
十和田八幡平	⑫ 鳶温泉ビジターセンター	青森県十和田市	瀬戸内海	⑯ 五色台ビジターセンター	香川県坂出市
十和田八幡平	⑬ 八幡平ビジターセンター	秋田県鹿角市	大山隠岐	⑰ 大山情報館	鳥取県西伯郡大山町
十和田八幡平	⑭ 網張ビジターセンター	岩手県岩手郡栗石町	雲仙天草	⑱ 雲仙お山の情報館別館 (旧雲仙公園ビジターセンター)	長崎県雲仙市
陸中海岸	⑮ 宮古ビジターセンター	岩手県宮古市			
磐梯朝日	⑯ 月山ビジターセンター	山形県鶴岡市	雲仙天草	⑳ 雲仙お山の情報館	長崎県雲仙市
磐梯朝日	⑰ 浄土平ビジターセンター	福島県福島市	雲仙天草	㉑ 平成新山ネイチャーセンター	長崎県島原市
磐梯朝日	⑱ 裏磐梯ビジターセンター	福島県耶麻郡北塩原村	雲仙天草	㉒ 雲仙諏訪の池ビジターセンター	長崎県雲仙市
日光	㉑ 尾瀬沼ビジターセンター	福島県南会津郡檜枝岐村	阿蘇くじゅう	㉓ 南阿蘇ビジターセンター	熊本県阿蘇郡高森町
日光	㉒ 日光湯元ビジターセンター	栃木県日光市	阿蘇くじゅう	㉔ 長者原ビジターセンター	大分県玖珠郡九重町
上信越高原	㉓ 鹿沢インフォメーションセンター	群馬県吾妻郡嬬恋村	霧島屋久	㉕ えびのエコミュージアムセンター	宮城県えびの市
上信越高原	㉔ 笹ヶ峰ミニビジターセンター	新潟県妙高市	西表	㉖ 竹富島ゆがふ館	沖縄県八重山郡竹富町
秩父多摩甲斐	㉕ 毛木場ミニビジターセンター	長野県南佐久郡川上村	西表	㉗ 黒島ビジターセンター	沖縄県八重山郡竹富町
富士箱根伊豆	㉖ 箱根ビジターセンター	神奈川県足柄下郡箱根町	知床	㉘ 羅臼ビジターセンター (新)	北海道目梨郡羅臼町・沢町
富士箱根伊豆	㉗ 田貫湖ふれあい自然塾	静岡県富士宮市	支笏洞爺	㉙ 洞爺湖ビジターセンター	北海道虻田郡洞爺湖町